

議 事 日 程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第66号 証明書の交付等に関する事務の委託の廃止に関する協議について
- 日程第3 議案第68号 和解及び損害賠償の額の決定について
- 日程第4 議案第69号 瑞穂市コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第5 議案第70号 瑞穂市組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第71号 瑞穂市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第72号 瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第73号 瑞穂市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第74号 瑞穂市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第75号 瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第76号 瑞穂市下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第77号 令和6年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第13 議案第78号 令和6年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第79号 令和6年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第80号 瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	宮川 頌 健	2番	横 田 真 澄
3番	北 村 彰 敏	4番	関 谷 英 樹
5番	今 井 充 子	6番	広 瀬 守 克
7番	藤 橋 直 樹	8番	若 原 達 夫
9番	鳥 居 佳 史	10番	関 谷 守 彦
11番	森 清 一	12番	馬 淵 ひろし
13番	今 木 啓一郎	14番	杉 原 克 巳
15番	棚 橋 敏 明	16番	庄 田 昭 人

17番 若井千尋

18番 若園五朗

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	森和之	副市長	梶浦要
副市長	丹羽俊一	教育長	服部照
企画部長	磯部基宏	総務部長	石田博文
市民部長兼 巢南庁舎管理部長	臼井敏明	市民課長	鹿野正美
税務課長	北島博輝	医療保険課長	児玉睦
健康福祉部長	佐藤彰道	都市整備部長	桑原秀幸
環境水道部長	矢野隆博	教育委員会 事務局長	佐藤雅人
会計管理者	広瀬進一	監査委員会 事務局長	今木浩靖

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	井上克彦	書記	松島孝明
--------	------	----	------

開議の宣告

○議長（庄田昭人君） おはようございます。

早朝より傍聴いただきまして、ありがとうございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、本日は議案に対する総括質疑を行います。会議規則第55条第1項には、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと規定されています。また、同条第3項では、議員は質疑に当たっては自己の意見を述べることができないとなっていますので、十分注意して発言されますようお願いいたします。

日程第1 諸般の報告

○議長（庄田昭人君） 日程第1、諸般の報告を行います。

1件報告します。

本日、市長から議案第80号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての議案が提出され、受理いたしましたので、後ほど議題にしたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第2 議案第66号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第2、議案第66号証明書の交付等に関する事務の委託の廃止に関する協議についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第3 議案第68号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第3、議案第68号和解及び損害賠償の額の決定についてを議題とします。

発言の通告がありますので、発言を許します。

3番 北村彰敏君の発言を許します。

北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 皆様、改めましておはようございます。

議席番号3番、日本維新の会、北村彰敏です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、議案第68号和解及び損害賠償の額の決定について質問をさせていただきます。

同様の広域相互発行サービスを終了した他自治体において、解約金や損害賠償が発生した事例があれば、その金額や対応内容を教えてください。

以下の質問については、自席でさせていただきます。

○議長（庄田昭人君） 鹿野市民課長。

○市民課長（鹿野正美君） おはようございます。

北村彰敏議員の質問にお答えさせていただきます。

今回の岐阜県内における広域相互発行サービスにつきましては、令和6年度末の来年3月末をもって関係自治体全てがサービスを終了する流れとなっておりますので、現時点では解約などの事例は発生していないと考えます。

なお、賃貸借契約で導入し、最初の契約期間中にサービスの終了を迎える自治体のうちでサービス終了に合わせて契約解除される自治体は、当市以外に2つの自治体がありますので状況を伺いましたところ、いずれも当市と同様に契約を途中で解除し、残金を一括で返済することを確認しております。

以上、答弁とさせていただきます。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 次の質問です。

広域相互発行サービスの終了は、コンビニ交付サービスの拡大や全国的な戸籍証明書の広域交付サービスの開始といった広域的な要因に基づくもので、市独自の責任によるものではないと理解しております。

このような状況下で、契約解除に伴い損害賠償が発生していますが、市は契約解除に至るまでの交渉過程において、解約金の減額や条件緩和について交渉を行いましたでしょうか、お伺いいたします。

○議長（庄田昭人君） 鹿野市民課長。

○市民課長（鹿野正美君） これまで使用しております機器につきましては、契約期間が令和4年5月1日から令和9年4月30日までの賃貸借契約で導入しております。

今回はあくまでも使用者である瑞穂市側の理由により契約期間の途中で契約解除することになりますが、5年以上のいわゆるリースと言われる契約方法の場合におきましては、原則として途中解約ができないこととされています。それは、リース契約とは、物品の利用者が希望す

る商品をリース会社が製造メーカーから購入して貸借する契約方法であり、リース会社が本体代金を先に製造メーカーへ支払っていることがその理由となっております。

しかしながら、今回サービスで使用しております機器につきましては、特例で残りの賃貸借料を違約損害金として支払えば発注者が契約解除できる条項が賃貸借契約に設けられていることから、途中での契約解除はできることとなっております。

なお、正式な交渉は議決後となりますが、現時点ではリース会社と調整を図っており、リース会社へお支払いする金額が交渉により変わらないことを確認しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（庄田昭人君） 3番 北村彰敏君の質疑を終わります。

以上で、発言通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第4 議案第69号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第4、議案第69号瑞穂市コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを議題とします。

発言の通告がありますので、発言を許します。

10番 関谷守彦君の発言を許します。

関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 皆さん、おはようございます。

議席番号10番、日本共産党の関谷守彦です。よろしく申し上げます。

では、私のほうから瑞穂市コミュニティセンターの指定管理者の指定について質疑をしたいと思えます。

まず、この指定管理者を決めるために指定管理者選定委員会というものがあります。その委員は6名ということでありまして、そのうち市の職員の方は2名であります。

前回、この指定委員会の中には市の職員の方は3名でありました。その時点からすると、市の職員の方が2名になったということはそれなりの改善がされたというふうに私は理解をしておりますけれども、瑞穂市審議会等の設置、運営等に関する要綱、この第4条の第8号に定められております市職員は、特に必要がある場合を除き、委員に選任をしないというふうに定められております。

この条項の趣旨に反して、今回も市の職員の方2名を委員として選任したその理由は何であ

るのか、お知らせ願いたいと思います。

以下の質問につきましては、自席のほうからさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 改めまして、おはようございます。

コミュニティセンターの指定管理者選定委員会の委員の外部委員と内部委員の選出割合については、3年前の同議案上程時にも関谷議員から、委員会内で議決をする際に市の意向が強くなるとの御指摘をいただいた経緯もあり、今回の委員会においては、外部委員4名、内部委員2名へと改善したところでございます。

議員御指摘の瑞穂市審議会等の設置、運営等に関する要綱第4条第8号につきましては、特に必要がある場合の中で、複数の教育施設を管理し、また利用者として多くの補助金団体等を有している教育委員会、そして税や法人に関する知識を有し、また窓口業務が多く接客サービスの視点から、市民部のそれぞれの部長級を選任し、申請者が提案する事業計画や収支計画の妥当性を行政側の視点で審議するため選任をしたところでございます。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） では、次の質問に行きたいと思いますが、3年前にふれあい公社、前回の審査のときに出された事業計画書、これによりますと指定管理料としては、令和4年度7,300万、5年度7,500万というふうにありましたけれども、実際にこれに要した、決算上出てきた数字としては、令和4年度7,900万、それから5年度もほぼ同額の7,900万ということでありまして、それぞれ計画と比較をいたしますと、7.5%及び6.2%アップしたということになります。

特に令和4年度というのは、最初の契約を結ばれてから最初の年であります。その年にもかかわらず大幅に上がってきている、変わってきているということについては当然何らかの理由があるということですが、その理由は何でしょうか。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 議員御指摘のとおり、令和3年12月議会に上程いたしました瑞穂市コミュニティセンターの指定管理者の指定議案の資料に、事業計画書で提案された指定管理料が参考に示されており、令和4年度7,349万、令和5年度7,472万となっております。

この年度の管理料が増額した大きな要因については、電気料金の高騰が要因となっております。申請要綱の指定管理料の内訳には、光熱水費について指定管理者側にて負担する旨となっておりますが、基本協定書の第35条、不可抗力によって発生した費用等の負担の条項を適用し、指定管理料を増額したものでございます。

増額に当たっては、令和4年9月議会、12月議会の2回にわたり、急激な光熱水費の高騰に

対応するため、3コミュニティセンターのみならず、市全体の公共施設の電気料金を補正させていただき、お認めいただいたところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） それでは、今回提案されている指定管理料、令和7年度およそ8,300万、令和8年度8,600万、そして令和9年度9,000万となっておりますけれども、これも3年前の計画並びに実績と比較しましても大幅に上がっているということになりますけれども、これの要因についてはどういったことでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 今回の指定管理料の増額につきましては、人件費の増額が主な原因となります。昨今の最低賃金の急激な上昇を受け、人材確保をする際には、現在の社会情勢に合った賃金を設定する必要があると考えております。また、先ほどの光熱水費並びに物価の上昇分を加味すると、募集の際に市側が提示いたしました金額内に収まっており、妥当な金額であると考えております。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） ここに示されている金額は、諸物価の高騰、それから人件費の高騰ということで妥当であるという、そういう御答弁だったと思います。

では、このふれあい公社に対する自治体評価、これについてはそもそもふれあい公社1者だけを対象にするという、そういったことになっておりますので、今回示されております評価点の平均点は66.01となっております。これは3年前の比較のものと73.50という結果でありますので、それと比較しますと7.49減少しているということになります。

当然、審査する方が違うとか、状況の変化はあると思いますけれども、この大幅に減っていることについての理由というか、そこら辺についてはどのようなお考えがあるのでしょうか、お示し願いたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 失礼いたします。

御指摘のとおり、6名の平均点数を比較すると、選定基準の5項目ともに減少となっておりますが、3年前の評価につきましては、コロナ禍ということもあり、閉館期間があったことやコロナへの緊急的な措置など、コロナ感染防止に対する業務への対応が評価され、73.5点という高い評価になったのではないかと考えております。

ちなみに、前々回の評価につきましては、65.33点で、今回と同様の評価結果となっております。

ます。

今回の評価の平均点数は66.01点で、御指摘のとおり、前回と比較すると7.49点の減少となっておりますが、評価の点数については、委員それぞれの主観によりばらつきが出ているところを考えると、今回の評価では、点数の評価に加え最終的に可否にて判断する総合評価形式を導入いたしました。

こちらにつきましては、3年前の委員会時にも委員より、評価者によって考えが異なり、単純に平均点数のみで判断すること、基準点数を定めることなどは難しいのではないかとの意見を参考にし導入したもので、点数評価をしていただくとともに、今後3年間の指定管理者として指定するか否かを総合的に判断していただいたところでございます。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 評価点数については、今、平均の点数の下がりについて、コロナ禍での対応で前回特に高かったのではないかという御説明であったと思います。

では、ちょっとごめんなさい、事前に通告をし忘れていたことが1個ありまして、この評価されている内容について、全体では5項目、その中でまた細かく幾つかの質問がされていると思います。

その中で、前回もそうですし、今回も見ますと、5割ちょっとという評価点数。3番目の項目の管理運営経費の縮減が適正に図られているものであるということの項目ですね。こういった項目がありまして、ここの項目だけがちょっとほかと比べると低い点数になっているというふうに、前回もそうですし、今回もそのように思われます。

15点満点中7.67点ということで、51%ぐらいの得票と言っておかしいですけどもということ。前回もこれにつきましては54%程度ということで、ほかと比べるとここが一番ある意味では弱いのかなという気がしますが、もしそこら辺について何か御意見、御感想等あれば示していただきたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 今、議員御指摘のとおり、3番の項目の管理運営経費の縮減が適正に図られるものであることという項目が一番低くなっております。

このことに関しては、評価点につきましても、各委員から事由等が示されており、このことに関しては今後3年間、ふれあい公共公社と調整を図りながら改善していこうと考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） そうしますと、答申といいますか、そちらで示されていることがいろ

いろいろありますけれども、その3年前の答申の中の附帯意見という、それぞれ委員さんの意見をまとめられたと思いますけれども、これについては適切な人員配置が必要ではないか、あるいは経費削減だけではなくて、市民へのサービス向上につながる、費用対効果が高い、そういったことが判断できる施設等について予算配分の見直しなんかをしてはどうかというような提言もされております。

それに基づいて、この3年間、具体的に何か取り組まれたことがあるのかどうか、お示し願いたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 前回の答申書にあります3点の附帯意見については、改善に向けて指定管理者であるふれあい公共公社にて対処いただいております。

その中の適切な人員配置については、業務効率化に向けて適正な人員配置を行い、効率的な運営を行っていただいているところでございます。

具体的には、長期的な視点に立っての定員計画や、施設の管理職員を常時2名以上の体制を取るなど、安全で安心して利用できる施設管理を行っていること、また防災面においては、市内の職員を重点的に配置しているほか、施設の近隣者を配置するなど、災害時の防災体制の強化も図っていることが上げられております。

次に、経費削減だけではなく、サービス向上につながり、費用対効果が高いと判断できる施設等に対する予算配分の見直しについては、柔軟な予算執行に加え、3館を一体的な管理とするなど、経営の効率化を図りながら経費の削減に努めていただいているところでございます。

具体的には、引き続き施設利用の利便性を図るため、施設予約システムの運用やキッズルームへの安全対策としてクッション材の整備を行うなどの予算配分を行っていただいていること。また、事業については、コミュニティセンター職員の資格を活用した書道教室や10万歩チャレンジ企画などが上げられ、さらには空きスペースを活用した防災に関する壁紙新聞や展示コーナーを設けるなど、来館者への学びの空間も提供していただいております。

分野は違いますが、穂積中学校生徒による地域でヒマワリを育て、平和と復興を願うハートフラワープロジェクトにも参加するなど、地域とのふれあいを大切に、地域に愛される施設を目指しながら笑顔で元気に挨拶、思いやりのある接遇などを心がけ、地域の信頼と満足度の向上に取り組んでいただいております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） では、最後になりますけれども、今回の答申書にも附帯の意見ということが3つほど記載されております。

それを見ますと、コミュニティセンター職員としての資質を持ち、さらなる資質向上のため

に職員育成に力を入れること。

2つ目には、地域住民からの意見や施設利用者との対話を大切にし、利用しやすい施設環境になるよう努めること。

そして3つ目としては、地域住民や施設利用者に対する情報発信、これを多面的に行い、施設利用サービスの向上のためにさらなる改善に努めることという3つの御意見が出されております。

それぞれ貴重な御意見だと思いますけれども、これが出てきた恐らく何らかの背景があると思いますけれども、そういった何かこういったことに対する背景というか、問題意識があったのか、ちょっと御答弁願いたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 失礼いたします。

本年10月23日に行われました第2回指定管理者選定委員会において、全会一致で可の評価をいただきましたが、公社からのプレゼンテーションの際には、特に委員として物足りなく感じた点、そして市民サービスとして力を入れるとともに大切にしてほしい点などの質疑や意見がありました。

また、全体を通して、平成25年度から指定管理者として管理運営を行っているが、長年にわたり管理運営することによる慢心が生まれているとの厳しい意見もあった中、今回の3項目を附帯意見として答申書に盛り込んだものでございます。

これらの附帯意見やアンケートからの意見などは、令和7年度から3年間の取組の中で積極的に改善し、取り入れていただくよう指定管理者と協議を行いながら、市民にとってより使いやすく、親しみがあり、地域のコミュニティーの中心となるような施設を目指していきたいと考えております。以上です。

○議長（庄田昭人君） 10番 関谷守彦君の質疑を終わります。

以上で、発言通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 9番 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） おはようございます。

議席番号9番、市民の会、鳥居佳史です。

議案第69号について質問させていただきます。

今の関谷議員の質疑応答の中でもありましたけれども、今回の指定管理者に決められましたふれあい公社は、過去年間も実際に管理されているんですけれども、その中で市民の人からサービスの低下という部分が今答弁にあったと思うんですけれども、具体的にちょっと紹介し

ていただき、特に市として、そのサービスが市民からの要望に対して、この部分は改善すべきだというようなことで、市からふれあい公社のほうに指導するというか、要望するというような事例があったのでしょうか。ありましたら、その内容についてお答えいただきたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 鳥居議員の質問に答弁させていただきます。

まず、コミュニティセンターにつきましては、年齢層の幅が広い利用者となっております。

子供から高齢者までの来場者がおりまして、その中でもよく市民の方から聞かれるのは、子供に対する対応と大人、高齢者に対する対応というのを、その年齢層を見て対応をしていただきたいというようなこともございます。現に一度、保護者の方からそういったような御意見も直接市民協働安全課にいただいております。

そういったところから、年2回から3回、緊急の場合はその場でふれあい公社との調整を行っておりますが、そういった場所で、その都度その都度こういうことがあったということで改善いただきたいというところは行っておるところでございます。

今回の審査の中でもそういった声がありましたので、こちらのほうからも公共公社のほうで3年間、引き続きこういったことを要望していきたいということは公社のほうに要望していくつもりでございます。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） ちょっと具体的なところがイメージできなかつたんですけれども、大まかに今のお話は、子供ないしは高齢者の方がちょっと、何というんですか、使っている側として望ましくない使い方というか、言動があった。それへの対応についてどうしようかということのように思えるんですけれども、そうではなくて、一般の市民の、全て利用される方がこういうふうにもう少しサービスを改善してほしいとか、こういうサービスでやってほしいとか、そういう要望的なものはありましたでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 失礼いたします。

まず、その中の一つといたしましては、先ほど議員さんから言われたとおり、いろんな意見とかいろんな要望がございます。その中の要望をこう改善していくよというような会館に答弁ですかね、回答みたいなのをつけていただきたいというような御要望もあつたりしますので、それは今後3年間、ふれあい公共公社のほうと対応していき、よりよい会館にしていきたいと考えております。以上です。

○議長（庄田昭人君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第5 議案第70号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第5、議案第70号瑞穂市組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

発言の通告がありますので、発言を許します。

なお、発言の順序については、通告順により許可します。

8番 若原達夫君の発言を許します。

若原達夫君。

○8番（若原達夫君） おはようございます。

議席番号8番、創緑会、若原達夫です。

議長より総括質疑の発言の許可をいただきましたので、議案第70号瑞穂市組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、確認事項が中心となりますが、質問をさせていただきます。

最初に、組織変更に伴う職員の人員配置についてになります。

現在、都市整備部にある商工農政観光課と環境水道部にある環境課が環境経済部となり、その中に商工農政観光課と環境課が置かれますが、現在この2課の職員の人員配置と新たな環境経済部の職員の数に増減があるのか、お尋ねしたいと思います。

また、現在の商工農政観光課と環境課の仕事量に対する人員配置は十分に機能しているのか、不足が生じているのか、お尋ねしたいと思います。

以下、自席にてよろしく願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） それでは、改めまして皆さん、おはようございます。

それでは、議員の御質問にお答えしたいと思います。

令和7年度の人事異動はこれから本格的に検討していく段階でありますので、環境経済部に配属する各課の職員数につきまして、現段階では確定的な配置人数をお話しすることはできませんが、基本的には課の業務に変更はございませんので、現在の職員数を参考としつつ検討をしていきたいと考えておりますので、御理解のほうをよろしく願いいたします。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○8番（若原達夫君） 後半の問題で、今の人数で十分に機能しているかという問題については

いかがでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） その辺りも含めまして、今後検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○8番（若原達夫君） それでは次の問題です。

新たな環境経済部の配置場所についてになります。

現在の商工農政観光課は中庭の西側の場所にあり、環境課は中庭の北側の場所にありますが、新たな環境経済部は現在の菓南庁舎の1階に配置されると思いますが、引き続き現在の場所を維持されるのか、新たな配置場所に移動するのか、どのようなお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 現時点では、環境経済部の配置場所は菓南庁舎の1階とし、商工農政観光課と環境課を隣り合うよう配置する予定でございます。

市民の方の利便性や事務の効率を考慮し、最終的な場所を決定していきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○8番（若原達夫君） 最後の問題になります。

市民の手続や窓口利用に関する利便性についてになります。

市役所の機能強化も大切になりますが、何よりも大切なことは、市民の方の負担が増えないようにしなければならないことです。

商工農政観光課と環境課が環境経済部になることにより、各種の申請手続や窓口利用に関する利便性が大きく変わることがあるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 先ほども申しましたが、場所が大きく移動するわけでもございません。また、業務内容についても変わることなく配置したいと考えておりますので、利便性が今までと大きく変わることはないのではないかとこのように考えております。

議員がおっしゃるとおり、市民の皆様の負担となることのないように配置場所などを決定していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

○議長（庄田昭人君） 8番 若原達夫君の質疑を終わります。

引き続き発言の通告がありますので、発言を許します。

13番 今木啓一郎君の発言を許します。

今木啓一郎君。

○13番（今木啓一郎君） 皆様、改めまして、おはようございます。

ただいま庄田議長より発言の許可をいただきました議席番号13番、有隣クラブの今木啓一郎です。

さて、議案第70号及び後ほどの第73号は、総務委員会に付託される予定であるため、総務委員長である私自身は、委員会では必要に応じて意見を述べることはあっても、質問することは基本的に行わず、委員会の運営を円滑に進めることに専念すべきと考えています。

しかし、委員長として納得した上で総務委員会に臨みたいので、立場を理解した上での質問に何とぞお答えをお願いいたします。

では、これより発言通告書に従い、議案第70号瑞穂市組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について質問をし、お尋ねさせていただきたいと思います。

まずは、令和3年に秘書室を含む3つの室が創設され、翌年の令和4年には課内のグループ制を係制に移行しました。そして、今回のさらなる組織変更となります。

頻繁な組織変更は政策及びプロジェクトの継続性に支障を来し、職員の不安やストレスを引き起こす可能性があります。3つの室の創設や係制移行による影響について、前述の継続性や職員のストレスに加え、情報の伝達や意思決定のプロセスの混乱、また縦割り行政に陥っていないか、職員が新しい体制に慣れるまで時間がかかり、業務効率が低下することはなかったかなど、職員や市民からの評価はどうであったでしょうか。

その評価を踏まえて、今回の組織変更にどのようにフィードバックを入れたのか、そして先ほどの若原議員の質問にもありましたが、職員数が不足している状況下でバランスの取れた配置が可能かについて回答を求めます。

以下の質問は自席から行いますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） それでは、議員の御質問にお答えしたいと思います。

今までその時々状況に応じ、組織改革を行ってきました。

係制は、市民にとって分かりやすい組織を目指すと同時に、職員のマネジメント力の向上や働きやすい環境を整えるために移行し、今年で3年目となります。この係制については、係長が係内におけるマネジメントを行い、担当者間の業務量のバランスや課題などに対する調整を図るなど、次世代の幹部職員としての責務を十分に果たしており、職員間で定着しつつあると感じております。また、係制導入後、市民の方から組織に関する御意見等はほとんどない状況でございます。

職員配置につきましては、若原議員の御質問の答弁と同様になりますが、令和7年度の人事

異動はこれから本格的に検討していく段階でございます。各課に配置できる職員数につきまして、現段階で確定的なお話をすることはできませんが、現在の職員数を参考として、バランスの取れた配置ができるように努力していきたいというふうに考えております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 今木啓一郎君。

○13番（今木啓一郎君） 御答弁ありがとうございました。

市民の方からの声ではスムーズであるということでございますが、行政改革の組織変更においては、住民の声を聞くことは非常に重要であると私は考えております。

一般的に1年から2年後を目安に、行政運営のよりよい運営の実現のために、市民の方からお声を聞く、こういった組織変更について市として全般的にお声を聞くような機会を設けられることはお考えでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 今のところでございますが、定期的に組織に特化した形での市民の方への御意見等を募集する予定はございません。

ただ、提案箱という形がございますので、市民の方から様々な御意見をいただいた場合には、対応していかなければならないときには対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 今木啓一郎君。

○13番（今木啓一郎君） ありがとうございます。

では、次の質問に移ります。

他の市町村の成功事例を取り入れることで組織の効率性や効果を向上させることができます。

今回の組織変更の際に、参考にした市区町村がある場合、その理由及びどこを強化し本市の特徴を出していくのかについて回答を求めます。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 具体的にその体制を参考とした市町村はございません。あくまで市の現状と今後の取組を見越した組織改革を目指しております。

なお、部の名称につきましては、他市がどのような名称を使用しているかを参考とはしておりません。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 今木啓一郎君。

○13番（今木啓一郎君） ありがとうございます。

ただ、本市の特色を出すという点についてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 今回、組織変更の要旨というか概要についての資料で出させていただいておりますが、農業や商工業等の地域産業の活性化を担当している商工農政観光課と循環型社会への取組を推進する環境課が同一となることによって地域産業振興と環境都市宣言に基づく環境に優しいまちづくりを進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（庄田昭人君） 引き続き発言の通告がありますので、発言を許可します。

12番 馬淵ひろし君の発言を許します。

馬淵ひろし君。

○12番（馬淵ひろし君） 改めまして、おはようございます。

議席番号12番 馬淵ひろしでございます。

ただいま議題となっております議案第70号瑞穂市組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について質疑をさせていただきます。

まず1つに、資料の70-6をつけていただいておりますが、そちらのほうに秘書室が所属する部の移動について今回あるわけですけれども、その狙う効果についてお伺いをしたいと思います。

まず、総務課のほうの所属から総合政策課の所属に秘書室を変えるというふうなことが御提案されております。その説明の中に、マニフェスト等市の重要施策や市長等の政策的判断をより効果的に市民に発信する機能の強化を図るということを目的にされておられますが、この総務課付から総合政策課付に変わることによって、具体的に市民への発信がどう変わっていくのかということをお伺いさせていただきます。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 議員の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

広報広聴を担当する部署と市長の秘書部門を1つにするというか一部にすることによりまして、今までよりも連携が取りやすくなり、市の重要施策やお知らせ等、市民の皆様へお届けする様々な情報をスピード感を持ってお伝えできるようにしたいと考えております。

この連携が取りやすくなったことによりまして、時間的な余裕が生まれることで見せ方を工夫し、市がこんなことをやっているんだと、特に若い世代に興味を持っていただけるような発信をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○12番（馬淵ひろし君） 発信が大きく変わるということで、その組織改編についてもしたい

という御提案であることは理解をさせていただきました。

次の質問に移らせていただきますけれども、今回、今御説明があったとおりですが、環境経済部というのを新しくつくりますという御提案が今されております。これを考えた理由をちょっと聞いていきたいところなんですけれども、今の体制にちょっと不都合があるとか、もっと何かしたいという理由で新しく部をつくられるのだと思うんですけれども、現在、都市整備部と環境水道部の体制で新しくつくる環境経済部というものが所管するのは商工農政観光課と環境課であると。この所管する事務分掌が分かれていることで、今、不都合があるのかと。今は別々で部としてやっているんですけれども、それを1つの部にまとめていくということを考えられたわけなんですけれども、今その不都合が起きているのかということをお伺いさせていただきます。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 先ほどの今木議員さんとのちょっとかぶりがございますので、同じような答弁になるかもしれません。お許してください。

特に今現状において不都合という点はありませんが、議案の資料の70-6にお示しさせていただきましたとおり、今後の取組として、地域産業振興と環境都市宣言に基づく環境に優しいまちづくりを一体的に進めるための組織の変更となっております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○12番（馬淵ひろし君） 今、不都合はないよということで安心をしたところなんですけれども、新しく、やはり環境と経済、企業とかそういったところとの連携を取って強力で推し進めたいという執行部の思いは受け取らせていただきたいと思います。

次の質問に移りますが、同じく資料70-6の内容の2番ですね。環境経済部の目的になっておりますが、分掌事務についてちょっと確認をさせていただきたいと思います。

2050年カーボンニュートラルを目指し、企業等と共に地域脱炭素化に取り組むというふうに理由を書かれておりますけれども、この瑞穂市行政組織条例第2条、分掌事務、今回改正される予定のものでございますけれども、環境経済部の分掌事務として1から10が掲げられておりますけれども、この2050年カーボンニュートラルを目指しといったところは、どれに当てはまってくるのかということをお伺いします。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 環境に関わる部分ということでの御質問でございますが、改正条例案のほうを御覧いただきますと、第2条の表、環境経済部の項第8号、公害その他環境衛生に関する事項に当てはまります。

これの詳細につきましては、瑞穂市行政組織規則のほうに記載されてございますので、この

中では環境に関することというふうに明示してございますので、環境課が行います今後のカーボンニュートラルに関する事務につきましては、ここに事務分掌として記載されることとなると思います。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○12番（馬淵ひろし君） 分掌事務についてちょっと分かりにくかったものですから、そのようにしっかりと規定されているということでございます。

次の質問ですけれども、先ほど今木議員、若原議員からも職員配置がどうなのかという御質問があったかと思っておりますけれども、私はちょっと違った観点というか、今まで係制等でやってまいりましたが、2つの部で行っていたものを3つの部にするわけですね、巢南庁舎のほうはですけれども、それを2つであったのを3つにするということは、職員も3分の1ずつに単純に考えればなるということでありましてけれども、現状瑞穂市では職員採用がなかなか難しい状況で、どこの市町もというふうには聞いておりますけれども、定員管理の目標を達成できてなくて、なかなか職員さんを採用できないというような現状があるというふうに私は認識をしております。

この新しく部が新設されると、今までいた人数をまた分けるということでありまして。先ほどの答弁もそうだと思いますが、部全体の人数が、それぞれの3部が少なくなるということで、部内で繁忙期とか事業ごとにおいて協力し合って対応していた体制があったかというふうに思いますが、それが細かく細分化されて、お互い補い合うことが難しくなるんじゃないかということ懸念するわけですが、難しくなるのかどうか。あとは難しくなるとしたら、その対策についてお伺いをさせていただきたいと思っております。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 職員の配置についての御質問でございますが、基本的に若原議員と今木議員の答弁と同様の部分もでございます。令和7年度の人事異動はこれからということでございます。

さらに、職員採用につきましても、この議会が閉会した後でございますが、12月中に採用試験の面接を実施する予定でございます。それによって各課の配置人数が確定していくわけですが、横の連携についてという御質問だと思います。これにつきましては、部が1つ細分化されようと、市全体で組織的に事務をするべき、業務をするべき事項はお互いに部を超えて協力し合って、全庁的な協力体制の下で業務を進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（庄田昭人君） 以上で、発言の通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第6 議案第71号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第6、議案第71号瑞穂市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第7 議案第72号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第7、議案第72号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

発言の通告がありますので、発言を許します。

3番 北村彰敏君の発言を許します。

北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 議席番号3番、日本維新の会、北村彰敏です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、議案第72号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について質問をさせていただきます。

今後、基金を取り崩しながら段階的な税率引上げを進める計画とされていますが、現在の資料を見ると、残高が1億円を下回らないように調整されているように見受けられます。

一方で、平成30年の国保制度改正前には、基金残高について過去3年間の保険給付費の平均額の5%程度とする基準が厚生労働省から示されていましたが、制度改正後は目安が示されず、各市町村の判断に委ねられているとされています。

瑞穂市において、緊急時の備えや財政の安定性を考慮した基金の最低残高をどの程度維持する方針なのか、お伺いいたします。

以下の質問については、自席でさせていただきます。

○議長（庄田昭人君） 北島税務課長。

○税務課長（北島博輝君） 改めまして、おはようございます。

北村彰敏議員の質問にお答えさせていただきます。

瑞穂市国民健康保険税の税率改正につきましては、令和6年度賦課分より岐阜県の国民健康保険運営方針に基づき、将来的な保険料水準の県内統一に向けた見直しを始めております。

瑞穂市の国民健康保険税は県内でも低い保険税率であることから、県内統一に向けた取組として、現時点では段階的に税率を上げていく想定を立て、毎年財源などの状況を鑑みながら進めていくこととしているところであります。

なお、国民健康保険基金につきましては、議員が言われるとおり、平成30年度からの国民健康保険制度の改正以前におきましては厚生労働省からの基準が示されておりましたが、現在はその指針が示されておられません。

しかしながら、持続可能な国民健康保険事業を運営していくためには、議員御指摘のとおり、緊急時の備えなどをするためにも基金の残高について注視していく必要があるものと考えております。

基金の在り方につきましては、県内自治体における基金の保有状況に加え、来年度以降に県より基金の指針が示される予定であると聞いておりますので、指針が明らかとなった以降はその内容を考慮しつつ、改めて見直しをさせていただく予定でありますので、よろしく願いいたします。

以上で答弁いたします。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 次の質問です。

瑞穂市の令和5年度における国民健康保険税の収納率は約93%ですが、収納率のさらなる向上は基金の取崩しを抑え、税率引上げの緩和につながる可能性があります。未納者に対する具体的な対応策や収納率向上のために現在実施している取組、また今後の方針について教えてください。

○議長（庄田昭人君） 北島課長。

○税務課長（北島博輝君） 国民健康保険税の収納に関しましては、市税と同様に納期限から20日以内に督促状を発送し、その後、催告書を年4回送付しており、納付や納税相談のない場合は、財産等があれば滞納処分を執行しております。

なお、新規の未納者を生み出さないためには、滞納の初期状態への対応が重要と考えられますので、今年度からは督促状を発送した後に速やかに財産調査を行う取組を進めております。また、催告書を送る状況となった案件につきまして、本人からの納税相談等もなく、財産がある場合は、速やかに滞納処分の執行に取り組んでまいりたいと思います。

なお、国民健康保険につきましては、被保険者数の減少や物価高騰が続く中では、収納率の向上が年々困難度が増しております。今後もあらゆる収納の取組に加えて、国保の資格の適正

化や未申告者の所得把握など、資格や課税の適正化も含め、未納者との相談できる場面が増やせるように架電による催告も有効と考え、なお一層の収納率向上の対策に取り組んでまいります。

以上で答弁といたします。

○議長（庄田昭人君） 以上で、発言通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第8 議案第73号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第8、議案第73号瑞穂市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

発言の通告がありますので、発言を許します。

13番 今木啓一郎君。

○13番（今木啓一郎君） ただいま庄田議長より発言の許可をいただきました議席番号13番、有隣クラブの今木啓一郎です。

これより通告書に従い、議案第73号瑞穂市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例についてお尋ねします。

長期継続契約については、効率的な運営、コスト削減、リスク軽減、専門性向上など多くのメリットがあります。これらのメリットを享受するために契約締結時に予期せぬリスクを前提としたリスク管理が必要です。

今回はコピー機などの機器類の物品の借入れ、いわゆるリース契約に関するものと警備や保守、運搬などの役務の提供に関する長期継続契約です。

そこで、契約開示条項、違約解約金、紛争解決方法について、また役務の提供に関する定期的なミーティングや報告書の提出、役務提供のパフォーマンス評価の仕組みについてどのように考え、対策されるのかについて答弁を求めます。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） それでは、議員の御質問にお答えしたいと思います。

契約解除条件、違約解約金、紛争解決方法につきましては、瑞穂市契約規則並びに契約規則取扱要領において、長期継続契約のみならず市の契約全般について、契約書には履行の遅延、その他債務の不履行の場合等の契約解除要件、延滞利息や違約金その他の損害金、また契約に関する紛争の解決方法を定めることとなっています。

役務の提供につきましては、各業務ごとに年度末に完了検査を行っており、業務が適正に遂行されているかを確認しております。また、当初予算編成時においては、毎年事業ヒアリングを行い、業務に支障が出ていないかヒアリングを行いながら業務の必要性、効率性、有効性について評価を行っております。

また、年度ごとの長期継続契約に関する議会への説明につきましては、その方法につきまして現在検討を行っているところでございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 今木啓一郎君。

○13番（今木啓一郎君） 対応されているということでございますが、今回、議案第66号、68号にあるように約314万円、高額な違約金を当市は払わなくてはいけないという義務があります。そういうことがないように、払うべきものは払わなくちゃいけません、そのようなことを回避できるようにしたもの、あるいは定期的に評価基準や頻度を明記した、これは役務の提供についてでございますが、そういったことを改めて熟考した契約書を作っていただきたいと思っておりますので、その点を含んだ契約書をこの年度内、大変期間が短うございますが、そういったリスク管理を徹底した契約書を作っていただけることができるか、要望になってはいきませんので、質問します。できますかということをお願いします。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 議員のおっしゃってみえることは理解しておりますので、もし今の現状の契約につきまして不適合な部分がないかどうかということ再度の点検をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 今木啓一郎君。

○13番（今木啓一郎君） ありがとうございます。

期待しております。お願いいたします。

では、最後の質問になりますが、役務の提供を受ける契約の中に、グローバル化に対応できる豊かな語学力やコミュニケーション能力、異文化を理解する力を身につける人材育成を目的に、年間おおむね5,000万円の予算で市内の小・中学校に配置、時には保育所・幼稚園に派遣される10名の外国人英語指導助手いわゆるALTに関わる派遣委託契約は、この今回の契約に入っていますか、その確認をさせてください。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） ただいまの御質問でございますが、議案第73号条例案の附則のほうに記載をしております。

この条例の施行日以降に締結する契約から適用しと、現に改正前の瑞穂市長期継続契約を締

結することができる契約を定める条例第2条の規定により締結した契約については、なお従前の例によるということになっておりますので、契約期間が切れるまでは現在のALTの契約につきましては有効となります。

その後につきましてはそれを保証するものではございませんので、御了承いただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（庄田昭人君） 13番 今木啓一郎君の質疑を終わります。

以上で、発言通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第9 議案第74号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第9、議案第74号瑞穂市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第10 議案第75号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第10、議案第75号瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第11 議案第76号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第11、議案第76号瑞穂市下水道条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第12 議案第77号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第12、議案第77号令和6年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

発言の通告がありますので、発言を許します。

9番 鳥居佳史君の発言を許します。

鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） 議席番号9番、市民の会、鳥居佳史です。

議案第77号、一般会計補正予算について質問させていただきます。

資料の20ページにあります障害者福祉費についてですけれども、当初、今年度予算よりも約2億4,000万円増加しております。その要因は何でしょうか。

また、今後のその動向についてはどのように考えておられますか。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） おはようございます。

鳥居議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回の補正予算において、障害者福祉費といたしまして約2億4,000万円増額をさせていただいておりますが、この主な要因といたしましては、各種障害福祉サービスの扶助費の増額でございます。

額の大きいものでは、就労継続支援費のB型が5,261万3,000円、放課後等デイサービス費が5,970万1,000円、児童発達支援費が6,851万円となっております。これらのサービス費は利用者の増加もございまして、ここ数年の伸びが顕著でございます。この傾向は今後も継続すると予測しております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） 引き続き、22ページにあります社会福祉費について質問させていただきます。

社会福祉費は2億5,792万7,000円増加しております。その財源が一般財源から7,438万4,000円となっております、その割合というのが28.8%であります。一方令和6年度、今年度予算

におきましては社会福祉費が全体で43億6,092万8,000円でありまして、その財源は一般財源から25億2,059万9,000円、率として57.8%です。

補正予算では、一般財源からの割合が28.8%ですが、予算書では57.8%が一般財源からとなっております。その一般財源からの支出の割合に大きな違いがありますけれども、その理由は何でしょうか。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 失礼いたします。

財源割合の件でございますが、今回の社会福祉費の補正は、主に障害者福祉費の自立支援給付費、障害児通所支援事業費の扶助費の増加によるもので補正額の大半を占めております。

その扶助費につきましては、歳出の計上額に伴いまして国庫負担金、県負担金が補助率に応じて歳入として財源の措置がなされるということになっております。一般財源の割合が結果少なくなっておるということでございます。

したがいまして、補正する予算科目の内容によりまして、財源措置の関係上、一般財源の比率は異なる結果となりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 9番 鳥居佳史君の質疑を終わります。

以上で、発言通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第13 議案第78号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第13、議案第78号令和6年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第14 議案第79号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第14、議案第79号瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

発言の通告がありますので、発言を許します。

10番 関谷守彦君の発言を許します。

関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 議席番号10番、日本共産党の関谷守彦です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、質疑をしたいと思います。

議案第79号令和6年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）でありますけれども、この第2条において債務負担行為というものが出されております。

その内容といたしましては、下水道工事に伴う配水管移設事業とのことであります。これは恐らく本田団地の水道の配水管の移設ということだと思いますけれども、これにつきましては随意契約、下水のほうをやっております大日本グループ等のそちらのほうとの随意契約になるという説明を前に聞いておりますけれども、これは一般あるいは指名競争入札、そういった形にできないのかについて、まずは質問をさせていただきます。

以下の質問は自席のほうで行わせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 改めまして、こんにちは。

当該債務負担行為に係る配水管改良工事は、瑞穂市公共下水道（瑞穂処理区）の汚水管路施設整備事業、いわゆる管路DBといたしますが、に係る本田団地内の配水管改良工事であります。

この工事は、汚水管施設工事の設計施工一括発注に含まれており、令和4年1月28日に告示を行い、有識者による審査委員会を経て、令和4年8月22日に5者で構成された企業グループと基本協定を締結しております。

この配水管改良工事を汚水管路DBに含めて公募した理由といたしましては、1点目に、本田団地の老朽化した配水管を全て入れ替えるため、汚水管路工事と同一企業が施工することで効率的な工程調整や通行止めなどの交通計画を行うことができ、住民の負担が軽減されます。

2点目に、住民の観点からは、同一企業であることで工事に対する意見の伝え先が明確になります。

3点目には、同一企業であることで、発注者との打合せ協議などの負担も軽減されます。

最後4点目に、企業グループもほかの企業に影響を受けない施工計画で工程や管理を行うことができ、効率的な工事や短期間での完成が可能となります。

以上のことから、汚水管路DBに配水管路工事を含めた公募型プロポーザルで基本協定を締結しており、この協定に基づく業務や工事については随意契約となり、一般競争入札や指名競争入札とはなりませんので御理解ください。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 今の御答弁でちょっと1点確認したいんですけども、効率性とか市民にとって苦情とか言うところがはっきりしているというお話で、非常にいいという説明でありましたけれども、現実には現在牛牧地域を中心にされている水道管のほうの移設工事につきましては、先ほどのグループ企業ではなくて、入札を別個されて別の企業がされるというふうに今行われているように聞いておりますけれども、そこら辺との関係はどのように認識をしてみえるのでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 現在の牛牧の工事においては、その工事がありますが、基本的に水道管を避けて設計しております。

しかしながら、どうしても交わるところとか、あるいは交差点なんかですと当たる部分もありまして、本田団地のように全体を入れ替えるわけではありませんので、その都度の契約となります。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 随意契約というお話でありますけれども、随意契約の場合でも見積書を取って額の確認されると思いますけれども、これは何者からそういう見積りを取るという予定になっているのでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 先ほどもお話ししましたが、基本的に随意契約ですので、今の企業グループとの契約となります。

当初の令和4年8月22日に構成された企業グループとなります。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） すみません、ちょっと私、うまく理解できなかったんですけども、随意契約につきましては、そういう場合については見積額を3者以上から取るという、そういう取決めが市のほうであると思いますけれども、そこら辺との関係でこの見積りはどの程度されるのか、幾つから、まるっきり今説明ですとあるのかないのか、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 多分、設計する段階の話だと思いますけど、基本的に見積りではなくて、国とかそれらには設計基準、いわゆる歩掛があります。単価においても物価資料等の公表単価がございますので、それに伴う設計による額に対しての見積りとなります。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 多分今のお話は、瑞穂市契約規則というところの第25条ですかね。ここに見積書の徴取というのが書いてありまして、原則としては、先ほど私言いましたように、3人以上から見積書を取らなければならないと。ただし、国またはほかの地方公共団体その他公共団体と直接に契約しようとするとき、季節がある生産物または腐敗のおそれがある物件で見積書を徴する暇がないとき、官報その他のもので価格が確定し、見積書を取る必要がないというときには、そういう必要はないということで、今言われたのは、この最後のところと言った官報その他のもので価格が確定しているという、そういった意味で言われたんでしょうか。ちょっとそこら辺もう一度お願いします。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 先ほどの説明もございましたが、令和4年8月22日の協定時に、うちの提案価格に対して相手の見積価格を提示していただいておりますので、その請負率で契約するということになります。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 最初のときに決めているから変更の必要はない。でも、実際の契約額というのは、今回いろいろ問題になっておりますように非常に高騰しているということで、当初の想定よりも2割、3割増えてせざるを得ないというような説明も一方でされておりますので、それを見るならば、当初に設定されているから特に必要ないということで考えていいのかどうか、その点についてお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 請負率については、その当時のその請負率で今後もいきます。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） では、次の質問に行きます。

令和3年12月での下水道事業の債務負担行為としては、3億8,100万円というものが示されておりました。しかし、今回それが4億6,000万円、20.7%の上昇ということでもあります。

その上昇要因の具体的な内容について、一般的な物価高騰だけではなく、こういった部門でどの程度上がっているとか、人件費がどの程度上がっているとかいうことについて教えていただければと思います。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 令和3年12月と今回の債務負担行為の上昇分の具体的な要因は、例えば人件費の場合、土木一般世話役が2万4,700円から2万9,300円の19%、配管工が2万1,600円から2万4,200円の12%、普通作業員が2万300円から2万3,500円の16%それぞれ上昇しております。

また、資材では、主な配管材の水道用ポリエチレン管75ミリが1万円から1万2,700円の27%、100ミリが1万6,100円から2万300円で26%と全ての資材で軒並み上昇しており、この影響が物価の高騰による要因となります。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 人件費、それから先ほど言われたの等につきましては、19から16%ぐらいの間と、20%を超えているのは資材関係だということでその影響が大きいと、そういう説明だったと思います。

では、この上昇を抑えるために何らかの対策というか、工夫をするとか、そういったことは検討されたのでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 事業費の算出に当たっては、配水管改良工事における公表歩掛や物価資料を基に適正な事業費の算出を行っているため、直接的な経費の抑制とはなりません、年度ごとの契約ではなく、債務負担行為を設定し3年間の長期契約をすることで全体工事費に対する諸経費の低減が図られます。

また、企業グループによる工事範囲や時期も途切れることなく柔軟な対応ができるため、下水道工事と併せて効率的な工事が可能となると考えております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 最後にお尋ねしますが、実際にこれから契約がされるということになるとは思いますけれども、基本的には今回提示されている債務負担行為の額4億6,000万を超えることはない。そのために債務負担行為を設定しているんだというふうなお話でありましたので、これを超えることはないというふうに考えておけばよろしいでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） そのとおりでございます。

設計段階において、現場条件や埋設管調査、現場測量を行い詳細設計をしており、それに基づき事業費を算出していますので、これを超えての当初契約はありません。

しかしながら、今後、現場での不測の事態や昨今の社会情勢による物価の変動により異常な価格の増減があった場合は変更契約の対象となり、最終的には請負金額に反映されますが、当

初契約においては今回の債務負担の金額を超えて契約することはありません。以上です。

○議長（庄田昭人君） 以上で、発言通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 9番 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） 議席番号9番、市民の会、鳥居佳史です。

議案第79号令和6年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）について質問させていただきます。

今回、配水管移設工事で4億6,000万、水道会計のほうで出すということになっていますが、下水道事業のほうで、去年までで、今までの資金計画ですと、埋設物等移転予定費としてこの水道のやり替え事業は入っていたと思います。

今回、この水道会計のほうから出費ということで、水道事業も今後耐震管に切り替えるとか、今後も全国的に、やり替え、そのために費用がかかるということで、水道料金を値上げしているという自治体もありますけれども、瑞穂市においては、水道会計から4億6,000万出すということについて、今後の水道の維持修繕についての影響というのはありませんか。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 実際に今、水道事業会計においては、計画的に耐震工事、あと改良工事をしております。

今、水道事業会計は資金が11億ほどございまして、今回の工事、もともとこれ、昭和45年の設置の工事でございます。そもそも入れ替える計画をしておりまして、それを今まで延ばしておりましたので、あくまでも計画の範囲内の事業となりますので、今3億8,000万から4億6,000万ほど増えましたが、まだ資金的には特に問題ございません。

ただ、今後、将来的には、今おっしゃったとおり、耐震工事もますます進めていきたいと思っておりますので、今後、それも含めて水道料金の検討をしていかななくてはならないと考えております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） あと、今の本田団地の水道管のやり替え工事ですね。これは全面的にやり替える必要があるということで、牛牧団地も基本的には同様な下水管の埋設があるわけで、牛牧団地では全体の水道管のやり替えがなくて、本田団地では必要だと、全体の。その違いはどこにあるんですか。なぜそういうふうになったんですか。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 牛牧団地においても、老朽化については下水道工事と併せてや

る場合もありますが、基本的に本田団地についてはもともとあります污水管がございます。あそこはもともとあるやつもございますし、老朽管もございますので、入れ替えなくてはならないとか、工程、工事的にはやっぱり入れ替えたほうが合理的ということもありますし、当然耐用年数も超えております。牛牧団地においては、もともとあそこは浄化槽でありまして、もともとの既存の埋設物もございません。基本的に下水道工事は、先ほども説明しましたが、水道管を避けて工事を行いますので、牛牧団地については当たるところだけの工事ということになります。仮にその辺に老朽管があれば、またそれはそのときに検討していきたいと考えております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） 今の御説明ですと、本田団地の場合に既設の污水管、これがあるということでした。つまり、下水道管を新設で工事するときに、既設の污水管を掘削で影響があるということで水道管をやり替えるという、そういうことではないですか。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） もともと耐用年数が昭和45年ということで切れております。終わっておりまして、それに合わせて既存の污水管も撤去する。効率的な水道管の入替えということで御理解いただければと思います。同じように下水道管も入れ替えますので、併せて入れ替えるという、基本的には耐用年数を超えたものの入替えということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（庄田昭人君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑は終わります。

日程第15 議案第80号について（提案説明・質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第15、議案第80号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

これについて、提案理由の説明を求めます。

市長 森和之君。

○市長（森 和之君） それでは、1件の追加議案の提案の説明をさせていただきます。

議案第80号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

民間給与との較差に基づく人事院勧告に伴い、市職員の勤勉手当、期末手当及び給料表の額の改定並びに市議会議員及び常勤の特別職職員の期末手当の額の改定等をするため、市関係条

例の改正を行うものであります。

以上、1件の追加議案につきまして、概要を説明させていただきました。

よろしく御審議を賜りまして、適切なる御決定をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（庄田昭人君） これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合によりしばらく休憩いたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前11時23分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 10番 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 議席番号10番、日本共産党の関谷守彦です。

今回出されております瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部改正についてお尋ねをしたいと思えます。

今回出されている内容につきまして見させていただきますと、会計年度任用職員の方について特に何も示されておられませんけれども、会計年度任用職員の方については、引上げというか改定をしないということでしょうか、お尋ねしたいと思えます。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 今回の条例改正においては、会計年度の方の改正はいたしません。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 昨年、同じように人勸を受けて職員の方の給与改定をしました。その際には、会計年度の職員の方についても引上げをする。ただし、即実施ではなくて、翌年度から実施するというようなことがありましたけれども、そういったことはあり得るのか、ないのか、御質問したいと思えます。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 会計年度の方の給与等の改正につきましては、来年の3月議会で改正を予定しておりますのでお願いいたします。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 昨年、同じような形で実施については1年一般職よりも遅らすということにつきまして私は質問した覚えがあるんですけども、それについては契約上の問題とか

様々な困難があるから新年度から実施をするというような御答弁も受けた覚えがあります。

そういった中で、本当にそれでいいのか。つまり、人事院勧告は今年度のことについて公表しているわけであります。会計年度任用職員の方にも適用というような考えで私は見ておりますけれども、それについて国のほうからも会計年度任用職員の方についてもできるだけ当年度から実施するよという、そういった話もたしか通達も出ていたというふうに記憶しておりますけれども、そういったことは検討していないということの今回の提案だという理解でよろしいでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 今回の改正では、会計年度任用職員さんの給与改定はございません。

ただ、市の方針といたしまして総合的に、予算の話もございまして、会計年度任用職員の役割とかその辺りも総合的に判断した上で、3月に改定を行いたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

○議長（庄田昭人君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第66号及び議案第68号から議案第80号までについて（委員会付託）

○議長（庄田昭人君） 議案第66号及び議案第68号から議案第80号までは、会議規則第37条第1項の規定によりお手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託します。

散会の宣告

○議長（庄田昭人君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。ありがとうございました。

散会 午前11時27分

